○行政手続法及び北海道行政手続条例に基づく審査基準等の設定等について

令和５年３月29日

道本務第5054号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

行政手続法（平成５年法律第88号。以下「法」という。）及び北海道行政手続条例（平成７年道条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、各行政庁は、審査基準及び標準処理期間並びに処分基準（以下「審査基準等」という。）を、設定し、公にすること（以下「設定等」という。）とされているが、当該審査基準等の設定等に関する事務については、次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、行政手続法及び北海道行政手続条例に基づく審査基準等の設定等について（平25.３．25道本務第6430号）は、廃止する。

記

第１　審査基準等の設定等

１　基本的な考え方

⑴　各行政庁は、法第５条、第６条及び第12条並びに条例第５条、第６条及び第12条の規定により、その権限に属する事務（処分）について、審査基準等を定め、当該行政庁の事務室に備え付けるなどの方法により公にしなければならないものである。

なお、行政庁とは、法令の規定に基づき処分権限を有するもの又はその権限に属する事務を委任されたものをいう。

⑵　具体的には、次に掲げるものが行政庁となり、当該行政庁がそれぞれ審査基準等の設定等を行うこととなるが、これを各行政庁が個々に行うと、道警察関係の各行政庁間、例えば、各警察署長間で審査基準等の定めの有無や内容の差異等が生じ、対外的な対応に支障を生ずることも十分に予想されることから、その統一的な内容等を示すことにより、審査基準等の設定等に関する事務を行おうとするものである。

ア　法令の規定に基づき処分権限を有するもの

㈠　北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）

㈡　方面公安委員会

㈢　警察本部長

㈣　警察署長

イ　法令の規定に基づき道公安委員会、警察署長又は北海道知事の権限に属する事務を委任されたもの

㈠　道公安委員会の権限に属する事務を委任された方面公安委員会

㈡　道公安委員会の権限に属する事務を委任された警察本部長

㈢　方面公安委員会の権限に属する事務を委任された方面本部長

㈣　警察署長の権限に属する事務を委任された警察本部高速道路交通警察隊長、函館方面本部交通課長、旭川方面本部交通課長、釧路方面本部十勝機動警察隊長及び北見方面本部交通課長（以下それぞれ「本部高速隊長」、「函本交通課長」、「旭本交通課長」、「釧本十勝隊長」及び「北本交通課長」という。）

㈤　北海道知事の権限に属する事務を委任された警察本部長

㈥　北海道知事の権限に属する事務を委任された方面本部長

２　審査基準等の設定等の要領

⑴　審査基準等の設定

ア　道公安委員会又は警察本部長が行政庁として定める審査基準等については、主管部長（各行政庁の処分権限に対応する事務を主管する部長をいう。以下同じ。）が別紙１及び別紙２の審査基準等の作成例に基づき、設定するものとする。

イ　方面公安委員会、方面本部長又は警察署長等（警察署長又は本部高速隊長、函本交通課長、旭本交通課長、釧本十勝隊長若しくは北本交通課長をいう。以下同じ。）が行政庁として定める審査基準等については、主管部長がアの事項の作成例に基づき、問合せ先の欄など各行政庁間において記載内容が異なる部分を除いた審査基準等の案（以下「基準案」という。）を作成するものとする。

ウ　主管部長は、設定し、又は作成した審査基準等及び基準案のそれぞれの写しを警務部長に送付するものとする。

エ　警務部長は、主管部長が作成した基準案の写しを、方面公安委員会又は方面本部長が行政庁となるものにあっては方面本部長に、警察署長等が行政庁となるものにあっては警察署長等に、それぞれ示すものとする。

オ　方面本部長及び警察署長等は、警務部長から示された基準案に必要事項を記載して審査基準等を設定するものとする。

⑵　審査基準等を公にする方法

ア　警務部長は、送付を受けた審査基準等の写し及び基準案の写しにより審査基準等の一覧表（以下「審査基準等一覧表」という。）を作成し、主管部長、方面本部長及び警察署長等に送付するものとする。

イ　警務部長、方面本部長及び警察署長等は、審査基準等送付先一覧表（別表）に掲げる区分に従い関係する所属長に審査基準等の写しの全部又は関係分を送付するものとする。

なお、警務部長、主管部長、方面本部長及び警察署長等は、それぞれ次の書面を編さんして簿冊化し、閲覧に供するものとする。

㈠　警務部長

○審査基準等一覧表

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等の写し

○札幌方面の警察署長及び本部高速隊長が行政庁となる審査基準等の写し

㈡　主管部長

○審査基準等一覧表

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等（対応する事務に限る。）

㈢　方面本部長

○審査基準等一覧表

○方面公安委員会及び方面本部長が行政庁となる審査基準等

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等のうち、方面公安委員会に権限の委任のない事務に係る審査基準等の写し及び警察本部長が原権者となる事務に係る審査基準等の写し

○当該方面の警察署長が行政庁となる審査基準等の写し

○函本交通課長、旭本交通課長、釧本十勝隊長又は北本交通課長が行政庁とな

る審査基準等の写し（対応する方面に限る。）

㈾　札幌方面の警察署長

○審査基準等一覧表

○警察署長が行政庁となる審査基準等

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等の写し

㈿　本部高速隊長

○審査基準等一覧表

○本部高速隊長が行政庁となる審査基準等

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等の写し

㈶　札幌方面以外の方面の警察署長

○審査基準等一覧表

○警察署長が行政庁となる審査基準等

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等のうち、方面公安委員会に権限の委任のない事務に係る審査基準等の写し及び警察本部長が原権者となる事務に係る審査基準等の写し

○方面公安委員会及び方面本部長が行政庁となる審査基準等の写し

㈷　函本交通課長、旭本交通課長、釧本十勝隊長又は北本交通課長

○審査基準等一覧表

○函本交通課長、旭本交通課長、釧本十勝隊長又は北本交通課長が行政庁となる審査基準等

○道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等のうち、方面公安委員会に権限の委任のない事務に係る審査基準等の写し及び警察本部長が原権者となる事務に係る審査基準等の写し

○方面公安委員会及び方面本部長が行政庁となる審査基準等の写し

⑶　簿冊の備付場所

警務部長、主管部長、方面本部長及び警察署長等は、審査基準等送付先一覧表（簿冊の備付場所）に従い、編さんした簿冊をロッカーその他の保管庫内に備え付けるものとする。

３　法令の制定に伴う措置

法令が新たに制定されたことに伴い、審査基準等を設定する必要が生じた場合は、法令の規定に基づき処分権限を有し、又はその権限に属する事務を委任された行政庁の意思決定を経て、審査基準等を設定するものとする。この場合においては、２の事項の「審査基準等の設定等の要領」に従って措置するものとする。

４　法令の改廃等に伴う措置

法令の改廃等に伴い、審査基準等の定型的な変更をし、又は廃止する必要が生じた場合は、２の事項の「審査基準等の設定等の要領」に従って措置するものとする。

第２　審査基準等に関する問合せへの対応

審査基準等について部外から問合せがあった場合は、警察本部又は方面本部の主管課又は警務課に確認した上で対応すること。

別表（第１の２の⑵、⑶の事項関係）

審査基準等送付先一覧表

送付先所属長／行政庁	警察本部・札幌方面				方面本部・札幌方面以外						
	警務部長	主管部長	警察署長	本部高速隊長	方面本部長（警務課長）	方面本部長（主管課長）	警察署長	函本交通課長	旭本交通課長	釧本十勝隊長	北本交通課長
道公安委員会	◎	原本	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
警察本部長	◎	原本	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
方面公安委員会	－	－	－	－	◎	原本	◎	◎	◎	◎	◎
方面本部長	－	－	－	－	◎	原本	◎	◎	◎	◎	◎
札幌方面警察署長	◎	－	原本	－	－	－	－	－	－	－	－
本部高速隊長	◎	－	－	原本	－	－	－	－	－	－	－
札幌方面以外の方面の警察署長	－	－	－	－	◎	－	原本	－	－	－	－
函本交通課長	－	－	－	－	◎	－	－	原本	－	－	－
旭本交通課長	－	－	－	－	◎	－	－	－	原本	－	－
釧本十勝隊長	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	原本	－
北本交通課長	－	－	－	－	◎	－	－	－	－	－	原本
簿冊の備付場所	警務課法制係	主管課の主管係	警務係	企画担当係	警務第一係	主管係	警務係	企画担当係			

注１　◎印の所属長には、審査基準等の写しの全部を送付すること。
　２　○印の所属長には、次のとおり審査基準等の写しの一部を送付すること。
　　⑴　道公安委員会が行政庁となるものについては、方面公安委員会に権限の委任のない事務に係る審査基準等の写し
　　⑵　警察本部長が行政庁となるものについては、警察本部長が原権者となる事務に係る審査基準等の写し
　３　道公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等の写しについては、警察本部警務課長が関係する所属長に送付すること。
　４　方面公安委員会及び方面本部長が行政庁となる審査基準等の写しについては、方面本部警務課長が関係する所属長に送付すること。
　５　警察署長等が行政庁となる審査基準等の写しについては、当該警察署長等が関係する所属長に送付すること。
　６　方面本部長が設定する審査基準等に係る事務は、主管課において処理し、警務課に審査基準等の写しを送付すること。

別紙１（第１の２の⑴のアの事項関係）

審査基準

年　月　日作成

法　　令　　名：○○○○法	
根　拠　条　項：第○条第○項第○号	
処　分　の　概　要：○○○○○○○の許可	
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）、警察署長など	
法　令　の　定　め： ○○○○○○○○○○○法第○条第○項（許可の基準）、第○条（○○○の○○○）、第○条（○○○○の○○） ○○○○○○○○○○○法施行令第○条第○項第○号（○○の基準） ○○○○○○規則第○条第○項第○号（○○○の申請） ○○○○○○条例第○条第○項第○号（○○○の申請） ○○○○○○規則第○条第○項第○号（○○○の申請）	
審　査　基　準： ○○○○○○、○○○。 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	
標準処理期間： ○○日（うち所轄警察署長○日）	
申　　請　　先： 申請書は、所轄警察署○○課（係）の窓口に提出してください。	
問　合　せ　先： 北海道警察本部○○部○○課○○○○係、○○警察署○○係など （電話○○○－○○○－○○○○内線○○○○）	
備　　　　考： ○○○○○○○○○○○○○○○○○○。	

別紙２（第１の２の⑴のアの事項関係）

処分基準

年　月　日作成

法　　令　　名：〇〇〇〇法
根　拠　条　項：第〇条第〇項第〇号
処　分　の　概　要：〇〇〇〇〇〇の取消し
原権者（委任先）：北海道公安委員会（方面公安委員会）、警察署長など
法　令　の　定　め： 〇〇〇〇〇〇法第〇条第〇項第〇号（〇〇の〇〇）、第〇条第〇項第〇号（〇〇）、第〇〇条（〇〇〇〇） 〇〇〇〇〇〇法施行令第〇条第〇項第〇号（〇〇の〇〇） 〇〇〇〇法施行規則第〇条第〇項第〇号（〇〇の〇〇） 〇〇〇〇条例第〇条第〇項第〇号（〇〇の〇〇） 〇〇〇〇規則第〇条第〇項第〇号（〇〇の〇〇）
処　分　基　準： 〇〇〇〇〇〇、〇〇〇。 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
問　合　せ　先： 北海道警察本部〇〇部〇〇課〇〇〇〇係、〇〇警察署〇〇係など （電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇内線〇〇〇〇）
備　　　　考： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。